

全国肥料商連合会会長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について（依頼）

平素より肥料取締行政に御協力いただきまして誠にありがとうございます。

我が国では、本年にG20 大阪サミット等、来年には 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されていることから、爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を徹底するため、このたび、警察庁から別添「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」（平成 30 年 12 月 19 日付け警察庁丁備企発第 258 号）（以下「警察庁通知」という。）のとおり依頼がありました。

つきましては、警察庁通知の趣旨を踏まえ、貴会傘下の肥料の生産・輸入・販売業者に対し、下記内容について、改めて周知・指導の徹底をお願いいたします。

また、警察官からその職務上、貴会傘下の肥料の生産・輸入・販売業者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力していただくようお願いいたします。

なお、本件については、別紙のとおり当職より各都道府県肥料担当主務部（局）長に通知していることを申し添えます。

#### 記

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（硝酸アンモニウム、尿素及び硝酸カリウム）について、肥料取締法に基づく販売の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管及び盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適切な管理を徹底すること。
- 2 肥料の販売業者は、肥料取締法第 27 条第 2 項に基づき、販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、肥料を販売業者等に販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載しなければならないこと。また、インターネットを利用した販売を行う場合には、購入者の氏名及び住所を確実に確認するための措置を講じること。
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質（硝酸アンモニウム、尿素及び硝酸カリウム）の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏

名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱いに不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。

- 4 爆発物の原料となり得る化学物質（硝酸アンモニウム、尿素及び硝酸カリウム）の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点説明に向けた必要な情報提供を行うこと。

担当者問い合わせ先：  
農林水産省消費・安全局農産安全管理課  
肥料企画班 野島、大倉  
直通：03-3502-5968  
メール：[hiryosystem@maff.go.jp](mailto:hiryosystem@maff.go.jp)